

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	31-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	根拠条項	旧 33-1	不利益処分の種類	第二種フロン類回収業者の登録の取消し、業務停止命令	
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 (平成十三年六月二十二日法律第六十四号)						
(登録の取消し等)						
旧第十七条 都道府県知事は、第一種フロン類回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。						
一 不正の手段により第一種フロン類回収業者の登録を受けたとき。						
二 その者の第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備が第十一条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。						
三 第十一条第一項第一号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。						
四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。						
(準用)						
旧法第三十三条 第十二条から第十八条まで並びに第二十二條第一項及び第二項の規定は、第二種フロン類回収業者（次項に規定する第二種フロン類回収業者を除く。）について準用する。						
附則						
(フロン類回収破壊法の一部改正に伴う経過措置)						
第十九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に旧フロン類回収破壊法第三十六条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、旧フロン類回収破壊法第二十九条から第三十四条まで、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条から第六十四条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十九条及び第八十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有する。						